

創業するなら、小田原！！

小田原市は市内で創業を目指す方、
創業後間もない方を応援します！

本書は、小田原市創業支援等事業計画についてのパンフレットです。
小田原市において創業を目指す方に向けた各種支援や制度についてご紹介します。

目次

- (1) 「小田原市創業支援等事業計画」について
- (2) 特定創業支援等事業について
- (3) 本市における創業者を対象に含む主な支援制度について
- (4) 各金融機関の創業希望者に向けた融資ローンの紹介

発行元・お問合せ先

小田原市産業政策課 産業政策係

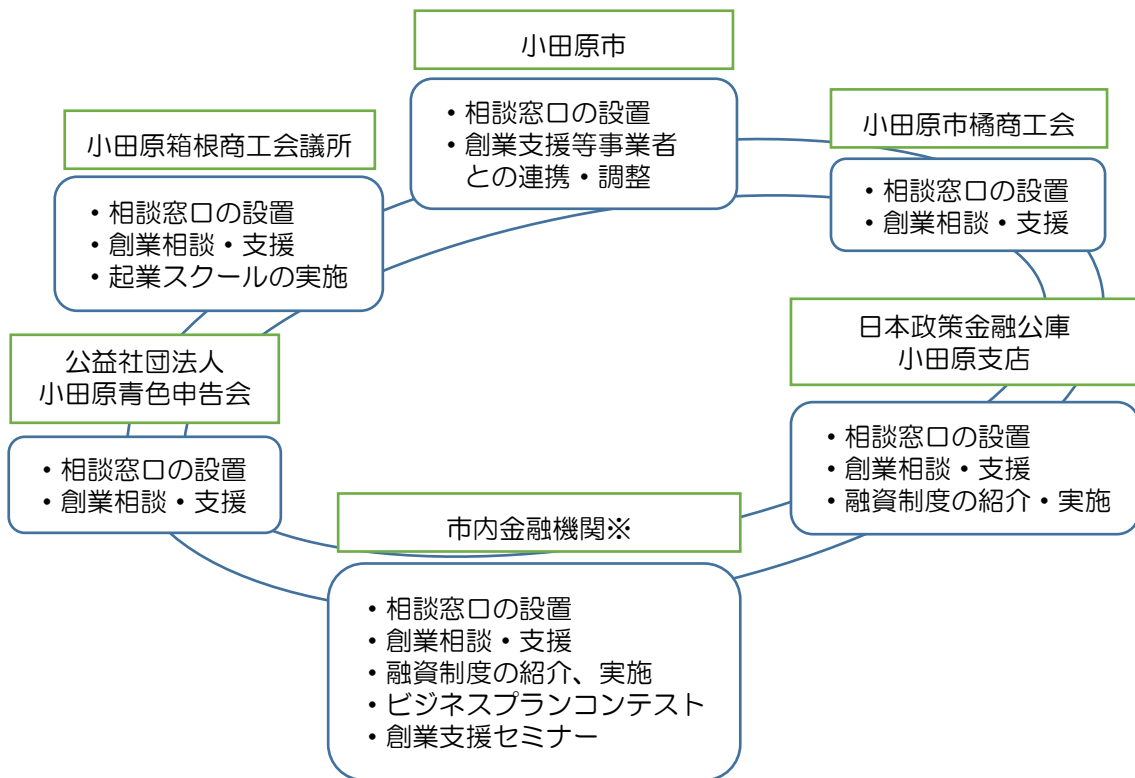
小田原市荻窪300番地 TEL:0465-33-1555

(1) 「小田原市創業支援等事業計画」について

① 概要

小田原市では、市内の創業者を支援し、開業率の向上、地域の活性化、雇用の確保を目的に、創業支援等事業者と連携して、「小田原市創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受けました。

創業相談窓口の設置のほか、起業スクール、融資制度の紹介、ビジネスプランコンテスト等の取組を推進し、多くの創業の実現を目指していきます。



※市内金融機関：株式会社日本政策金融公庫小田原支店、小田原第一信用組合、さがみ信用金庫、株式会社静岡銀行、スルガ銀行株式会社、中南信用金庫、株式会社横浜銀行

② 創業支援等事業者の支援メニュー表 ※（特）は、特定創業支援等事業に該当

創業支援等事業者	支援メニュー※	問合せ先
小田原市	・創業相談窓口（特）	産業政策課産業政策係 0465-33-1555
小田原箱根商工会議所	・創業相談窓口（特） ・おだわら起業スクール（特）	小田原箱根商工会議所 0465-23-1811
小田原市橘商工会	・創業相談窓口（特）	小田原市橘商工会 0465-43-0113
日本政策金融公庫 小田原支店	・創業相談窓口（特） ・融資制度の紹介・実施	日本政策金融公庫 小田原支店 0465-23-3175
小田原第一信用組合	・創業相談窓口 ・融資制度の紹介・実施	小田原第一信用組合本部 0465-23-0292
さがみ信用金庫	・創業相談窓口（特） ・融資制度の紹介・実施	さがみ信用金庫営業統括部 地域元気創造課 0465-24-3176
株式会社静岡銀行	・創業相談窓口 ・融資制度の紹介・実施 ・ビジネスプランコンテスト	静岡銀行小田原支店 0465-23-3141
スルガ銀行株式会社	・創業相談窓口 ・融資制度の紹介・実施	スルガ銀行小田原支店 0465-22-2191
中南信用金庫	・創業相談窓口（特） ・融資制度の紹介・実施	中南信用金庫下中支店 0465-43-0631
株式会社横浜銀行	・創業相談窓口 ・融資制度、成長支援ファンド の紹介・実施 ・創業支援セミナー みらい海図（特）	横浜銀行小田原支店 0465-22-2131 ビジネスローンプラザ 創業支援デスク 0120-58-4580
公益社団法人 小田原青色申告会	・創業相談窓口（特）	小田原青色申告会 0465-24-2614

(2) 「特定創業支援等事業」について

① 概要

創業支援等事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につく事業を「特定創業支援等事業」といいます。

～本市の「特定創業支援等事業」～

「起業スクール」：小田原箱根商工会議所

「オンライン創業支援セミナー みらい海図」：横浜銀行

「創業相談窓口」：小田原箱根商工会議所・小田原市橋商工会・日本政策金融公庫
さがみ信用金庫・中南信用金庫・(公社)小田原青色申告会

② 特定創業支援等事業の証明書発行について

特定創業支援等事業を受けた方は、市が交付する証明書により、様々な支援措置を受けることができます。なお、証明書発行には条件があり、下記の対象者に発行が可能です。

【発行対象について】

- ・創業前であって、証明書発行申請日から6か月以内に創業予定の者
- ・個人事業主であって、証明書発行申請日において、創業後5年以内の者
- ・個人事業主が事業開始から5年未満で会社を設立し、証明発行申請日において、従前の事業開始から5年以内の者
- ・事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、その設立の日以後5年以内の者

【発行申請等について】

- ・市産業政策課窓口又は市ホームページで申請書を取得し、同課へご提出ください。
- ・詳細やご質問は、市産業政策課（TEL：0465-33-1555）へお問合せください。

③ 特定創業支援等事業認定者への支援措置

(A) 会社設立時の登録免許税の軽減措置について

創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます。

- ・株式会社又は合同会社
資本金の0.7%→0.35%（最低税額の場合 15万円→7.5万円）
- ・合名会社又は合資会社
1件につき6万円→3万円（最低税額の場合 合同会社設立は6万円→3万円）

※会社設立後の者が組織変更を行う場合は、軽減を受けることができません。

(B) 創業関連保証の特例について

事業開始の6ヶ月前から利用可能となります。（通常は創業2か月前）

(C) 日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げについて

新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用可能となります。

【注意事項】

- ・支援措置を受けるためには、いくつかの条件、審査等があります。「特定創業支援等事業」を受けることで、この支援措置を受けられるというわけではありません。
- ・(A)の支援措置は、小田原市内で会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社）を設立した場合のみ適用となります。

(3) 本市における創業者を対象に含む主な支援制度について (R6.6.1 現在)

① 創業支援融資利子補給金

本市では、特定創業支援等事業を受けることで対象となる「神奈川県創業支援融資（創業特例）」を利用する者に対し、利子支払額の一部を補助する制度があります。

※融資の申込は取扱金融機関となります。

補助対象者 ①、②のいずれかに 該当する場合	<p>① 市税の滞納がない者で、市内に事業所等を有し、現に営業している中小企業者（個人事業主は、市内に居住し、かつ、同一事業を営んでいる者）で、神奈川県創業支援融資（創業特例）を受けたもの。</p> <p>② これから市内で創業を予定している中小企業者（個人事業主は、市内に居住し、かつ同一事業を営む者）で、神奈川県創業支援融資（創業特例）を受けたもの。</p>
対象額	神奈川県創業支援融資（創業特例）に係る利子
補給金額	<p>利子補給対象額のうち、年間 10 万円を上限とし、1 月 1 日から 12 月 31 日までの支払い利子額。</p> <p>※100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>※利子の支払いを始めた日の属する年にあつては、当該利子の支払いを始めた日の属する月から 12 月 31 日まで、利子補給期間の満了日の属する年にあつては、1 月 1 日から当該満了日の属する月まで</p>
補給期間	利子の支払を始めた日の属する月から起算して3年以内

② コワーキングスペース利用料等補助金

市内で新たなプロジェクトや実証実験を行おうとする事業者に対し、施設利用料等を補助します。各種条件があるほか、申請には事前相談が必要です。市産業政策課企業誘致係（TEL：0465-33-1513）までお問合せください。

補助対象経費	施設利用料 及び 交通費又は宿泊費
補助対象者	<p>地域課題解決に向けた新たなプロジェクトや実証実験等を実施する次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所を有していない法人 ・2か月以内に市内に法人事業を創業予定の事業者 ・創業後5年を経過していない市内法人
補助率	1 / 2 以内
補助上限	41,000 円 / 月

(4) 各金融機関の創業希望者に向けた融資ローンの紹介

日本政策金融公庫

新規開業資金

メニュー内容

融資利率 お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。※

融資金額 7,200万円以内（うち運転資金 4,800万円以内）

対象者 新たに事業を始める方、または事業開始後概ね7年以内の方※

※詳しくは、支店窓口までお問合せください。

日本政策金融公庫国民生活事業では、女性、若者、シニアの方や廃業歴等があり創業に再チャレンジする方、中小会計を適用する方など、幅広い方の創業を「新規開業資金」にて支援しております。

日本政策金融公庫 小田原支店

住所：小田原市本町4-2-39 3階 TEL：0465-23-3175

小田原第一信用組合

創業支援資金「サクセス」

メニュー内容

融資利率 固定年 1.6%（創業特例 1.2%※）

融資金額 3,500万円

お使いみち 運転資金・設備資金・借り換え資金

対象者 ○現在事業を行っていない開業前の個人で、1カ月以内に新たに個人事業を開業予定の方、もしくは2カ月以内に新たに法人事業（NPO法人・医療法人除く）を開業予定の方

○開業してから5年未満の中小企業者（NPO法人・医療法人除く）

※融資申込前に商工会等の経営指導を受け、かつ、融資実行後概ね2回以上の経営指導を受ける方、もしくは国が認定した市町村の特例創業支援事業を利用した方

※法人成は対象外

小田原第一信用組合 本部

住所：小田原市栄町1-5-17 TEL：0465-23-0292

中南信用金庫

ちゅうなん「創業アシストローン」

メニュー内容

融資利率	当庫にお問い合わせください。
融資金額	当庫にお問い合わせください。
お使いみち	運転資金、設備資金
対象者	○当金庫営業区内で新規創業する個人事業主、法人、または創業してから5年未満の個人事業主、法人

中南信用金庫 下中支店

住所：小田原市中村原734番地 TEL：0465-43-0631

静岡銀行

小規模事業者向けのローン

「しずぎんビジネスquickローン」

メニュー内容

令和6年5月1日現在

※小規模事業者様の資金ニーズに合わせた2タイプを用意。

- ① 証書タイプ 最長10年でのご返済が可能です。急な仕入資金や設備投資にご利用いただけます。
- ② カードタイプ ATMから必要な時にご利用が可能です。利息もご利用になった分だけでOKなので安心です。

融資利率	①証書タイプ (個人事業主) 固定金利3段階あり(年5.0%、8.0%、14.9%) (法人) 固定金利5段階あり(年4.0%、6.0%、8.0%、12.0%、14.9%) ②カードタイプ (個人事業主・法人共通) 変動金利3段階あり(年5.0%、8.0%、14.9%)
融資金額	50万円以上500万円以下(1万円単位)
お使いみち	事業資金
対象者	○当行に普通預金、または当座預金をお持ちの方(同時申し込み可) ○当行の営業区域内で事業を営んでいる方

静岡銀行 小田原支店

住所：小田原市栄町4丁目10番3号 TEL：0465-23-3141

さがみ信用金庫

創業支援ローン「START（スタート）」

メニュー内容

- 融資利率 固定金利 年 1.00%（但し、当初 2 年間は 0%）
- 融資金額 10 万円以上 500 万円以内 ※1 事業者、1 回限りの申込となります。
- お使いみち 創業に必要な運転資金および設備資金
- 対象者 ○新たに創業を計画している事業者で原則 6 カ月以内に開業できる方、
または創業 1 年以内の事業者
- 中小企業診断士等の事前モニタリングによる指導を受ける方
- 原則、初期投資（必要資金）の 10%以上の自己資金を有する方
- クレジットカード（事業者向けしんきんカード）をご契約いただける方
- その他 ○次の団体からの紹介案件の場合、融資新規取扱手数料 11,000 円が無料になります。
- （小田原箱根商工会議所・秦野商工会議所・南足柄市商工会・山北町商工会・小田原市橋商工会・真鶴町商工会・湯河原町商工会・二宮町商工会及び法人会・税理士・公認会計士）

さがみ信用金庫 営業統括部地域元気創造課

住所：小田原市浜町 1-4-28 TEL：0465-24-3176

上記は、創業支援等事業計画に基づく小田原市と連携した金融機関です。ご紹介のメニュー内容は一部ですので、融資についての詳しい相談は各金融機関へご連絡ください。

発行元・お問合せ先

小田原市産業政策課 産業政策係

小田原市荻窪 300 番地 TEL:0465-33-1555